【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月23日
【事業年度】	第70期（自　平成18年4月1日　至　平成19年3月31日）
【会社名】	ニチハ株式会社
【英訳名】	ＮＩＣＨＩＨＡ ＣＯＲＰＯＲＡＴＩＯＮ
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 社長執行役員　井上　洋一郎
【本店の所在の場所】	名古屋市港区汐止町１２番地 （同所は登記上の本店の所在地であり、本店業務は下記で行っております。）
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区錦二丁目１８番１９号（三井住友銀行名古屋ビル）
【電話番号】	（０５２）２２０－５１１１（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員財務部長　　南光　正
【縦覧に供する場所】	ニチハ株式会社東京支店 （東京都中央区日本橋本町一丁目６番５号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 株式会社名古屋証券取引所 （名古屋市中区栄三丁目８番２０号）

１【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出した第70期（自　平成18年4月1日　至　平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正事項】

第一部【企業情報】

第４【提出会社の状況】

６【コーポレート・ガバナンスの状況】

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿線で示しております。

第一部【企業情報】

第４【提出会社の状況】

６【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

（１）～（７）　〈省略〉

（８）記載なし

（９）記載なし

（10）記載なし

（訂正後）

（１）～（７）　〈省略〉

（８）取締役選任の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

（９）株主総会決議事項を取締役会にて決議することができることとした事項及びその理由

①　当社は、機動的な資本政策を遂行することができるよう、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

②　当社は、株主の便宜を図るため、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

（10）株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。